



町村に払い下げるよう、今後も一層御相談を申し上げて参りたい、かような考え方を持つております。ただ現状におきましては先ほども申し上げましたように、合併前に早く売り払いをして、という要求が強い、その結果が決して財産造成保持という考え方でなくして、一時に換価しようという傾向が強いと、いうことを非常に心配いたしておりますので、今後はさらに合併町村に対する基本財産として御利用願えるように強く御相談いたして参りたい、かよう考えております。

きまして、まことに恐縮に存じており  
まするが、従来もややともすると公有  
林野といふものが最も管理が遅れて参  
つておる、かよな点は、私どもとい  
たしましても林政上の重要問題である  
と考えてあります。これが権利化、強  
化につきましては、いろ／＼御相談を  
いたして参つておりますが、最近に  
おきましては、なおさら公有林野等に  
つきましても取扱いに自治的な委任が  
大きいために、林野等は特に計画的な  
取扱いを必要とするにかかわらず、地  
方事情によりまして簡単に財産処分が  
行われるというよな結果、全体的に  
公有林が一番低位にある。これらの点  
に関しましては、今後もこれが取扱い  
に関しましては自治府とも十分連絡を  
とりまして、ただ単に森林法に規定い  
たしております森林計画による指導  
監督だけではなく、さらに一段の指導  
監督の方法を講じ、あわせて林政全般  
に強力な御協力を願うよな方法を講  
じたい、かようく考えております。  
○小林(興)政府委員 御趣旨まことに  
ごもつともでありますて、実は先般二  
十二日に推進本部の会合があつたので  
ありまするが、そのときも同様なお話を  
委員の方々からありましたて、自治府と  
いたしましては、全般的にももちろんそ  
の線に沿つて努力せなければいかぬの  
でありまするが、ただ私どもいたしま  
しては單に抽象的な御協力と申しまし  
ても実効が上りませんので、具体的の  
問題につきまして、そういう町村がそ  
の問題を取上げられた場合だ、具体的  
に協力して、実効を上げるようにな  
して行きたい、かよな考え方をもつて  
今後とも全面的に努力して行きたい、  
こういふことであります。

○加藤(精)委員 行政部長にお伺いいたしますが、ただいまの林野庁長官の御説明によりますと、いかにも府県の合併審議会におきまして、町村協議会から持つて来た新町村の計画を諮議する際に、地方課だけでやつておつて、林務課その他があまり関係していないで、うまい指導をしないようと思われるのであります。が、各府県厅の地方課における町村合併指導の実際をお聞かせいただきたい。

○小林(異)政府委員 ただいまのお話ごもつともございまして、これはわれくが一番気を配つておるところであります。が、県の促進審議会も総務部だけではなくて、たいてい農地、林務その他関係方面の方々も入つております。それから内部において県が計画を審議するときには必ず各部に連絡するようだといふことも厳重に申し渡しておりますのでござりますが、幸いに今地方課長の諸君も集まつておりますので、なおその趣旨を徹底して、今後遺憾のないようにならいたしたいと存じております。

○中井委員長 ほかに御質疑はございませんか。——他に質疑もないようですがございますから、本案に対する質疑はこの程度で打切りにいたして御異議はないよろしくお願いします。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中井委員長 异議なしと見てさせようと決定をいたしました。

これより討論採決に入ります。討論は省略して、ただちに採決に入つてよろしゅうござりますか。

○中井委員長 御異議なしと認め、さように決定いたしました。

○小坂国務大臣 出席の件であります。が、採決権を行使しなければならぬというより重要な議案の際には、これは委員が当然に職責上出席すべきものでありますし、また良識上出席されおるのであると考えます。今までもそういうふうに行われておりましたたたかく、委員長が採決権行使したといふことはございませんと考えます。そこで一般的に今までの委員会が開かれ状況を平面的にごらんになつての御意見だと考えますが、採決をしない委員会におきましては、四人であろうと一向さしつかえない。ただそういうような議決を必要とするというよくな委員会の場合には、今申し上げたようなことで何ら支障がない、こういうふうに考えております。

○門司委員 これはきわめて政治的の答弁であつて、実際的な答弁でないと私は思う。そらすると採決を要する場合には、五人の委員がそろわなければ採決をしないと解釈してよろしくござりますかどうですか。

○小坂国務大臣 実際問題といたしまして、委員が表决権があつて、そらしで委員長が採決権行使する、こういうことでござりますから、そらした採決をいたします場合には、委員が当然出席するものである、こう私どもは考えております。またそれが一般の会議の行なわれます常道であらうと考えております。

○門司委員 だから私がさつき申し上げておりますように、政治的にはそういうことが言えます。これは委員である以上は出席しなければならぬことは当然であります。ところがこの会議録の実績を見てみますと、現実の問題と

して今まで開かれたのは、大体三人ないし五人のときよりも、二人ないし四人のときの方が多いのです。だから私はそういう心配をしているのです。先ほどから申し上げておりますように、たとえば議決しなければならないような事項があつた場合には、五人なら五人そろわなければ、結局会議を開けないというなら、まだ一應わけがわかるのであります。が、ぜひそうちしなければ開かぬとは言えないであります。けれども、実際上の問題としては、この会議録を見たのではわれ／＼はどうもはなはだ心もとないのであって、大体一月の六日からずつと見てごらんなさい。三人のとき、五人のときはほとんどない。ほんとと言つていよいど二三人ないし四人の場合が多い。場合によつては二人くらいのときもある。将来こういう場合を私ども考えますから、要するに大臣が一人加わつて六人の委員会というものは非常に危険だ、実はございません。ほんとと言つていよいど二三人ないし四人の場合が多い。場合によつては二人くらいのときもある。将来こう考へておるわけであります。重ねて聞いておきますが、大臣としては表決の場合には、あるいはまたそういう事態のあるときには、必ず五人なら五人の出席を要求するというようになつておいてよろしゅうござりますか。私は開かないというのじやなくて、要求する、こう直していくのですが……。

分の意思を表明しない場合はこうであるというような打合せの上に委員会を開かるべきものであろう、これは当然のことと考へておりますから、御懸念のような点はない、かように考へておられます。

一応聞いて、それからでないとわれわれの心構えもはつきりして参りませんので、この際一応八つの事項についての当局の説明をお願いしたいと思います。

につきましても、政府から見れば、もう少し手をよく片づけることがあつたのではないかといふことが、當時大いに批判をされた問題であります。

わけではありませんので、自治体警察は独立して責任を持つてやる、政府は何らこれに関与しないような法律になつておりますから、従つてこの点はなげて不明確であつたかとおつしやいますのは、制度がそう書かれてあるから下位権限

Digitized by srujanika@gmail.com

それからこの際議事の進行上——現行法を今度の法律案のように改正しなければならない一つの大きな理由としては、あげられております、治安の責任が不明確であったという事例について、ひとつ示してもらいたいというのに對して、ここに調査の資料が出ておりませんが、これはいずれも事件の件数だけでありまして、その内容がほとんど書いてありません。われくは事件の數をお伺いしたわけではございませんで、内容をお伺いしておるわけであります。この警察法改正の最も重要な一つのポイントになつております治安の責任の不明確といらような事件がここに八つあげてありますので、これらの八つの事項に対し当局の説明を私は

に八つばかり拾つてみたのでおりま  
す。こういう趣旨でございます。従いま  
して、この事件の内容を一々申し上  
げますのもどうかと思ひますが、浜松  
市内における日鮮人の騒擾事件は、こ  
れは御承知のように、昭和二十三年四  
月に、朝鮮人の団体とテキ屋の団体と  
が衝突をいたしまして、相当な騒擾の  
様相を來したのであります。しかしこ  
のときの措置をいたしましては、警察  
が庇護に出かけましたが、しかし浜松  
の市警の署長の指揮下でやるか、ある  
いは国警の隊長が全部を指揮してやる  
かといふので相当問題になりまして、  
隊長はそこに出ているけれども、しが  
し陰に備わつて注意をするという程度  
で、結局市警の署長の指揮下でやつた  
事件でございますが、この事件の処置

正直をするというのか築紫改訂の一大大きなめどになつてゐるのであるから、それの納得の行くように出しておいてもらわぬと、たとえば浜松市内における日鮮人間の騒擾事件といつても、昭和二十三年四月のことだ。警容法を施行いたしました直後でありますから、そのときの状態がどうであつつかかといふことについては、もう少し明確に教えてもらわぬと、今の齋藤君の答弁だけでは何が何だかわけがわからぬ。一体どういうことが不明確であつたのか、どういう措置がよろしくなかつたのかということなんですね。

○齋藤(昇)政府委員 不明確である以上は、これは御度上当然にさよならがありまして、事件の内容によつて明確になつたり、不明確になつたりする

起つた場合には、当該地方の公安委員会を一つにまとめて治安の責任に当るところが現行法に書いてある。どこに一體内閣に対する不明確な点がありますか。そういう事犯は一ぺんもなかつた。今までやつていない。政府が当然行うべき処置もとらないでおいて、明確であつたかどうかわからないで、なぜ不明確だと言えるか。一ぺんでも内閣総理大臣が指示権を発動して、それでもなお治安の解決の上に困難があつたというなら話はわかるが、今の蘇我君の答弁なら不明確な点がない。法律がそうくなつてゐる。現行法はちゃんととうございであるじゃないですか。どこに一休不明確な点があるか。治安に対する内閣総理大臣は指示権を持つてゐるでしょう。なぜ指示権を発動しない

○門司委員 私の心配のような点がないと大臣が言われば、あるいは心配の点がないかもしれません、しかしわれ／＼から考えてみますと、そういう心配がありますので、実はお聞きしておるのであります。この報告書を一覧見てみましても、やはり決定したとき、四人で決定した例がないわけじゃないのであります。事件によつてはやはり四人でちゃんと決定されておるものがある。私どもはこうした委員会の今までの実績から微して、どうもあまり感心したものではないと考えておりますが、大臣がそういう御答弁であるなら、それでも一応よろしゅうござります。

一応聞いて、それからでないとわれわれの心構えもはつきりして参りませんので、この際一応八つの事項についての当局の説明をお願いしたいと思います。

○齊藤(昇)政府委員 この資料の題旨は、今日の自治体警察については、直接責任を政府も国家公安委員会も負つておりますんで、従つて国会等において相当問題になりますような事件につきましても、政府といたしましては、こういう事態でありますといふ御報告を次第ご程度でありますて、それについての処置その他について責任を持つて御答弁を申し上げることができぬわけであります。従いまして、自治体警察において起きました事柄についてはすべてさようであります。それらのうちで特に国会等で問題になりましたような、あるいは世間の耳目をそばだてたといふようなものをこと

につきましても、政府から見れば、もう少し手ぎわよく片づけることがあつたのではないかとうことが、當時大いに批判をされた問題であります。

神戸事件は、御承知のようになります。

○門司委員 せつかくの答弁中ですが、もう少し内容を詳しく説明してください。

これは報告が全部国警には来てゐることでしよう。もしこの事件の内容がわからぬというなら、そのときの事件をよく知つている署長なり、あるいは国警の方面隊長なりに来ていただければよいかとわかつると思う。同時に、国警にこれらの資料がないはずはないのであります。資料は必ず出しているはずである。今の齊藤君の答弁ぐらいのことなら大してむずかしい問題でない。問題は、政府の治安の責任が不明確であつたから、その治安の責任を明確にするために警察法の改定によるところである。

わけではありませんので、自治体警察は独立して責任を持つてやる。政府は何らこれに関与しないような法律になつておりますから、従つてこの点はなげて不明確であつたかとおっしゃいますのは、制度がそう書いてあるから不明確なんなります。事件のこまかい内容によつて明確になつたり、不明確になつたりするものはございません。

○門司委員 齋藤君のような答弁をするなら、私は最初から質問のやり直しをやります。それならば現行法に当然の責任は明確になつてゐるじやないですか。内閣総理大臣は指示権を持つてゐるじやないですか。併し、何も非常事態の宣言だけではなくして、その前に国家的事犯があり、内閣総理大臣が必要と認められるときは、事犯については指示することができる。指示権を持つておる。おのづから責任は明確になつてゐる。本府県知事は該地において問題があつた

いのですが、指示権も発動しないでおいて、一体責任が不明確だといぢりくつが成り立ちますか。われ／＼はそのことのために、一つ／＼の事件について、どういう不都合が今まであつたかということを聞いておるのです。私は齋藤君の理論だけで言うなら、決して不明確な点はないと言うのです。総理大臣は指示権を持つておる以上は「必要があると認めるときは」と法律には書いてあるでしょ。総理大臣が必要を認めるならば、どんなときでも指示はできる。これほどはつきりした権限はないでしょ。われ／＼が要求しておるのは、指示権は持つておるが、しかし今日までの事案の中で、国警と自警とがわかれておる関係から、いろいろな事件について不都合な点があつたというなら、その不都合の点の実例を示してもらいたいということを言つているのである。あなた方がそういう答弁をされるのであるなら、大臣に聞くが、大臣は一體現行警察法の六十二条の二をどう解釈されるか、内閣総理大臣の指示権はないと解釈されるかどうか。

されない、かように考へるのであります。事態の査察、内偵、事の起らない前に処置をとる、などが警察いたしまして最も大事なことがあります。事柄が全部起つてしまつてから、その処置について總理が指示権を發動するといふことは、すでにおそいのであって、治安の維持いたしましては十分とは言えないであります。のみならずまた、事柄が起つてから指示権を發動いたしましても、平常からの訓練、指導というものが国警、自警同じような態勢で行われておりませんと、たゞその事柄を処置せえといいました場合に、その処置の仕方のこまかい点に至るまで、これが全体の事件の解決に大きく影響をいたすのでありますから、今日の總理の指示権をもつていただきましては、十分な責任を果すというわけに参らない、といふのが、今度の改正の必要を認めた一つの理由であります。

悪いといひうので、こういう条項がちゃんと入つてゐるのである。これには今齋藤君が言つたよな、事犯が起つてから指示権を与えるとも何とも書いてない。必要と認めるときとしか書いてはだおかしなものである。事件が起つてからやるのは指示権でなくして、そこの次の非常事態の宣言あるいは特別処置というように解釈することが正しいと思う。その事前における処置としてわざく、六十一条の二として新たに入れた条項であります。今大臣は齋藤君の答弁の通りだと言つてはいるが、大臣はこの必要と認めるときという字句をどう解釈されますか。

は、何も事件が起つてから、一つ一つの事件についてといふわけじやない。ただいま大臣のように年中指示してお示しなければならないというが、年中指示したら指示したらいじやないか。必要と認めたら指示すればいい。必要と認めるか認めないとということです。

○小坂国務大臣 お答え申し上げます。自治体の中に何か事犯がありまして、総理大臣が指示権を発動することが必要と認めるということにありますと、やはり実際に事が起つて問題にならないと、なか／＼そういうことの認定は不可能でなかろうか。またそういう場合が非常に多くはなかろうかと思うのであります。従つて先ほどのようない御答弁を申し上げました。

○門司委員 そうだとすれば五十歩百歩です。事犯が起つてからの問題だといふことなら、ただいま大臣の答弁のようなら、何も警察法の改正をしなくたつていいくと思う。それなら警察法を改正すれば事件は一つも起りませんか。警察法をいくら改正しても事件は起るでしょ。起つた場合にその責任の帰属がどうかこうかということだけです。警察法を改正すればちつとも事件が起らぬという保証がつけば別ですよ。いざれにしても内閣総理大臣が、現行法に書いてあります指示権を発動するということは、これは内閣に責任があるからこういう指示権を入れたのである。今の大臣のような答弁なら同じことです。ちつとも違ひありません。

○小坂国務大臣 全然逆なのであります。要するに憲法には、行政権は内閣

に原する行政権は内閣が實力をもつておる  
いるわけであります。しかし今申し  
上げたように、事態が現実に起らなけ  
れば指示権は實際に發動しにくい。全  
然できないというのではないでござ  
いますよ。ただそういう場合の可能性  
が多いということです。そういうこと  
でありますと、責任を持つ内閣といた  
しまして、治安の責任といらようなも  
のは、これは起きてしまつてから責任  
がどうのこうのというより、事前にそ  
ういうことが起らぬようにするという  
ことが本質ではなかろうかと私は思う  
のであります。従いまして常時緊密な  
連絡をとるということが非常に必要な  
んでございまして、そういう意味にお  
いて國警長官が御答弁申し上げた。私  
もその通りである、こう申し上げたの  
であります。

よう。その上に、それでもなおかつ実際の事案その他の起つたときにはいろいろ問題を起こすからというので、ここに指示権を与えたのだ。これ以上どうぞ齊藤君の答弁のように、このあげた事例がそういうことではないというのなら、これから聞き始めなければほんとうの話はわかりはしない。

○小坂国務大臣 今のお話は国家地方警察に関する件でありますと、自治体警察に対しては指示権なんであります。そこで先ほどの答弁のように、常時緊密に連絡して行く必要があるう。従つてこの新しく改正いたしまする警察法案によつて、その責任をさらに一層明瞭ならしめて、常時緊密に連絡をするという方がよかろう、かよう考へておるのであります。

○門司委員 今の大臣の答弁は、この現行法に書いてありますことは、單に國家公安委員会に関する、いわゆる國家地方警察に関することだ、こう言われておりますけれども、非常事態の宣言、あるいはたとえば部分的に起つた問題で府県が裏請いたして参りましたのも、そのときの指示権、警察権といふものは国家地方警察に移ります。非常事態の宣言その他のときには明らかに國家がやるのです。何も内閣総理大臣所管というのが、絶対に地方の自治警察に対して権限を持たないというわけではありません。むしろさしつかできるといふ指示権をはつきりここに書いてあるでしよう。国家公安委員会と相談して地方の自治警察に対する指示ができると書いてあるでしよう。どこにも内閣に責任が

あるとも何とも書いていない。だから  
今のような答弁ではなくして——これ  
は齊藤君の答弁からえらいところに大  
臣がひつかつて来たのだが、現行法  
でもわれ／＼が認める國の治安責任が  
内閣にあるのであつて、その間が不明  
確ではないとわれ／＼は解釈してお  
る。しかしもし不明確であったという  
事例があつたら出してもらいたいと言  
つたら、事例をここに出して来ておる。  
その事例について答弁を求めようとする  
れば、さつきの齊藤君ののような答弁を  
して来る。同じ答弁をされるのも、  
もう少し親切に、事態をよく聞きわけ  
て、御答弁をしておいてもらいたい。  
そうしませんと、いつまでたつても審  
議は進みはしませんよ。だから私は今  
これから聞いて行きますが、一応われ  
われの参考の資料のために要求してい  
るのでありますて、ここに起つており  
まする昭和二十三年の事態、あるいは  
四年の事態とずっとありまするが、こ  
ういう事態があるから内閣總理大臣の  
指示権というものをあとで挿入したの  
であつて、警察法の最初にはあの条文  
はなかつたのである。これはあとから  
新しく入れたのですよ。不明確な点が  
あつたりいろいろしては困るからとい  
うので、これは新しく改正した条文な  
んです。ここに書いてありまする浜松  
事件なんてのは警察法施行直後起つて  
いる。私も現地を視察して來たからよ  
くわかつてゐる。これの処置に当つた  
のは、この間ここに來た今の保安庁の  
人事局長をしている加藤君です。加藤  
君がちょうど静岡の隊長をやつておつ  
たときです。そういう今までのことにつ  
いても、どういう点が不明確なため  
に困つたかという事件をお聞きしたい

といひ、一つの参考の意見として聞いておるのである。決してこれは不明確なものが云々されるようなものでなくして、参考意見として聞いているのでありますから、今のような答弁でなくして、浜松事件の内容はこうであつた——あるいはこの法律施行後に行われたと思われるの、大体東京メーデーの事件くらいだと私は思うのですが、これらの問題についても、不明確な点はどこであつたか、どこがいけなかつたか。一つの法律を審議いたして参りますには、やはり一定の歴史といふものと過程というものがなければ、法律の審議はなかなかできないのである。また納得も行かぬのである。現在われ／＼が何度も繰返すように聞いておるのは、この六十一条の二というものは発動されておらない。われ／＼は今までの審議の過程においては、警察法といふものについては、知事の責任あるいは内閣の責任というようなものをどうマッチさせるかということで、ここに修正をして来ているのである。そしてこれらの問題がひとつとも発動もしなければ、そういう事件もなくして、不明确だからこれを改めるとひうことは納得が行かぬのである。従つてその納得の行く事例を示してもらいたいところといた、こういう書類が出来て、いるから、これについての説明を私は求めている。さかのぼつて議論しようととは考えていなかつたが、今齋藤君が変なことを言うから、そういうことになつて來た。

どうでしよう、この八件について簡単にそれがあなたがどういう内容であつたかということを説明をしてもらつて、そうしてここに書いてありますのは、「治安維持の責任は独りその市町村だけに存して、当該事案に関する政府の治安責任は明確を欠くのであって、その意味においての事例は多數に上るであろうが、その中重大事案を挙げれば次の通りである。」こういうのでありますから、一応この八つについての簡明なる説明を聞いて、そして各事案につき政府の言わんとする政府の治安の責任がどの点は明確を欠いたか、こういうことの説明を求めるごとにいたしましたらいかがでしようか。

○門司委員　いいです。

○中井委員長　よろしければ、そういう趣旨において政府の説明を進められることを希望いたします。

○齋藤(昇)政府委員　それではこの八件の事件の概要を申し上げます。

浜松市内における事件と申しますのは、昭和二十三年四月四日から六日までに起つた事件でありますて、朝鮮人経営の浜松市国際マーケット内ダンスホールの樂士が久勤いたしましたので、朝鮮人側はある興行師の妨害であるといたしまして、朝鮮人數名がその興行師のところに乱入をして建物を破壊いたしましたために、同一市内中心地において——その興行師と申しますのは小野組であります、小野組の子分約五十名と朝鮮人五十名くらいが拳銃、銃鉄を発射いたしまして乱闘をいたしましたほかに、翌五日双方とも各地から応援を得まして約二百名となり、午後七時ごろ朝鮮人數名が小野方

に、市内中心地数箇所において亂闘となりまして、小野組は朝鮮人側ダンスホール等數箇所を襲撃して破壊いたしましたのであります。この事件によりまして、朝鮮人側死者一名、負傷者九名、小野組死者一名、負傷者二名、そのほか死者一名、負傷者三名を出したのであります。小野組五名、朝鮮人側十名を検挙いたした事件でござります。それから次の神戸事件と申しますのは、二十三年の四月十四日朝鮮入学校に対する閉鎖命令に応じない朝鮮人等が、代表者四十名をもちまして兵庫県知事に陳情のために面会を求めました。翌十五日も同様知事側と面談をいたしましたが、その間当局の退去命令に応ぜず、そのため住居侵入現行犯として七十名を検挙いたしましたのであります。ところで四月二十四日になります。そして、県市警、検察庁の関係者が知事室において協議をしておりましたときに、突如知事室に朝鮮人が乱入をいたしまして、前記関係者をほとんど監禁状態に陥れまして暴行を加え、そして威力をもつてその要求事項を承諾せしめた事件であります。

それからその次の大坂事件と申しますのは、朝鮮人学校の閉鎖命令に応じない朝鮮人等が、四月二十三日に約五千名をもつて府庁内になだれ込みまして、知事室の付属品、備品等を破壊し、四月二十六日には再び大手前公園に集合いたしましたので、市警当局から解散命令を発しましたところが、これに応ぜんといたしました一部朝鮮人と、あくまで応じまいとする朝鮮人間に乱闘を生じました。このために警察は消防ポンプによる放水及び拳銃の



なんどこれらは事件が起つてからでなければ、総理が指示権の発動のしようがないというものが現状であります。従つて大臣からもお答えをいたしましたようになつたが、こういつたものに対する警察活動の基準を示し、そしてその基準に従つて警察活動が十分に行われるといつた組織上の仕組みが肝要であろうと考えるのでござります。

○門司委員 今の最後の御答弁であります。私が聞いておりますのは、どういう点がまずかつたかということを、もう少し詳しくお聞きいたしたいのであります。しかし現実にはこれらがまずかつた点をわれくも承知しないわけでもありません。承知しておるために入れたのであります。非常事態の場合は国家公安委員会の発動に基くものであるが六十一条の二の規定は総理大臣単独の意思から動かせるという規定を設けたのであります。従つて私は別に内閣の責任云々あるいは不明確の点はない。また同時に、今の齊藤君の答弁からしますならば、現行警察法の五十四条には明らかに相互間の連絡協調を義務づけておるのであります。しなければならない、という程度ではなくして、「相互に協力する義務を負う。」こう書いてあります。だから五十四条规定されて、義務づけておりますものを履行されておりさえすれば、今の国警長官の答弁のような事態は起らないのです。これで現行法の運用が単にそのままではございのではなくて、国警といえども満足にそれを守つていないのでな

いか。ことに吹田事件の発生地は国警の範囲内である。むしろ国警が先に知つておつたとするならば、国警 자체が満足に義務を履行していないと考えるのであります。この五十四条は單に相互間の連絡をとらなければならぬといふようなものではなくて、協力する義務を負うと書いてあるのです。だから今の事件の内容から見て参りません、これは事件が起らうという場合、あるいはそういう犯人ができはしないかという場合には、お互いが知り得たことを義務づけられた法律の通りにやつて行けばいいのであつて、何もその責任の所在は不明確になるわけでも何でもないと思う。従つて現行法の五十四条というものによつて義務づけられた義務の履行が、これらの事件については一體行われておつたかおらぬかと、いうことであります。國警、自治警をして、たとえば平の事件にいたしまつたところは一體どこであつたか、吹田の事件も起つた発端はどこであつたか、吹田事件のときは明らかに国警の交番のところを三つも通つて来てゐる。あの竹やりをかついでわつしよいわつしよい通つているのを、一體国警は知らなかつたのか、知つていながらなぜ連絡しなかつたのか、これは義務づけられておるのです。そういうみずからからの義務を怠つておつて、そうして連絡がうまくいかないからといつて引ぬと思う。ここで聞いておきたいと思ひますことは、これらの方々に、非を笑うものだと思う。現行警察法に忠実であるならば、そういう問題は起らぬと思う。

満足に運用されなかつたかどうか、もしされなかつたとすればどこに欠陥があつたかということです。

○齋藤(昇)政府委員 これらの事件の際にも私は現在の制度におきましては、なし得る限りの連絡情報の交換はできおつたと考えるのであります。が、何分にもそれ／＼の警察の責任者は別々になつておりますので、従つて今度の改正案で考えておりますように府県一本でありますならば、府県の責任者がすべて責任を持つて平常からの視察内偵、それからそいつた場合の事前措置、それから実際に処する場合の警察官の活動の日ごろからの訓練といふものが一様にできますから、従つて一つの県内では一つの責任者の統轄のもとに責任を明確にして、その事柄が処理できると考えるのであります。現在では何と申しましても連合軍的な活動でありますから、そこに責任が多數にわかれることとはやむを得ないものであります。この点は御了承いただきたいと存じます。

○加藤(精)委員 議事進行について、本日の理事会におきまして、本日午後は逐条審議に入ることになつております。したし、すでに昨日の委員会におきまして第一条について本員は質問を開始して、途中で遮断されたような関係でござりますので、第一条より逐次逐条審議に入つていただきたいと思ひます。

○大矢委員 議事進行。私はきのう委員長がちよつと留守したので、代理委員長に要求しておいたのですが、それは今度の警察法改正の最も重要な、政府がいわゆる治安の責任にあるにかかります。

かわらず責任の所在が明確でないということ、それが一番大きな理由になつておるので、そこで一つの参考資料としてこの八件をあげて来た、今門司君からいへる、質問があつたのですが、その大半は五年前のことなんですが。二十四年六月です。しかしあることは事実だからそのことにについて警備側だけでなく、当時の責任者であつた自治警の人にせひ来てもらいたい、そうしてどうすれば責任の所在が明らかになるのか、はたして責任の所在が不明確であつたのかどうか、事實を調べなければわからぬということを言つて、ぜひ自治警側に出席を願いたいということを私は申しておいた、ところで多分時間がなかつたから来られないのです。ようが、私はその点が明確にならずして逐条審議というのは何にもならぬと思う。政府はこれを改正するのだといふが、法案に対する一番重要な問題を十分審議せざりして、それで責任の所在が明らかにならぬときに、これが審議されることははなはだけしからぬと思う。ですからせひとともひとつやつてもらいたい。これに対ししてその当時国警側に大いに欠陥があつたことを、いろ／＼なことについて新聞記事が残つておりますから、それについて質問したい、ところがここではそうでないといふ弁明をしただけで水掛け論になつてしまふ。一方に実際に擲つた人と両方の言い分を聞いてわれ／＼は判断をする。私はこの間も齊藤さんに三つの点をあげて、ぜひ政府と相談し合つた。それは国警と自治警が両方ともひとつ白紙になつて解散して、府県一

本にするのだと言つてゐるが、国警の方は自治警察の半分しか署員も持つておらない、四万と八万以上あるところの、倍以上の自治警の人が、その欠陥のために新しい警察法をつくるといふのに、そういう人たちがここへ来ておらない、だから初めからそれが問題になつてゐた。しかし具体的に責任の所在が不明瞭な事件としてこの八つをあげたのですから、この八つを審議するということはちよとと困る。われくは単にいやがらせや引延しをやつているのじやない。政府の説明の不明確に対してここで審議しようというので、これはぜひもとつ出してもらいたい、これさえはつきりすれば議事はどんどん進行します。

○中井委員長 ただいま大矢さんの御発言がありましたが、これに對して國警長官として資料を出された立場からの弁明をせられんことを望みます。

○齋藤(昇)政府委員 私がこの資料を出したのは、この事件の処理の仕方が、當時自治体警察がまずかつたとか、やりそこねたとかいうことを申し述べるのではございませんので、これでは制度の建設上たくさんのお警察にまたがつた事件であつたり、また固として非常な関心を持つた事件であつた、それについて自治警がたくさん置かれており固壁の区域も入りこんで来るといふような事件につきましては、管区警察の責任を持つ管轄地域が府県単位になつて広くなるということであれば、その責任は一つになつて明白になる。それから国民が関心を持たなければならぬという事柄につきましては、今度の警察法の改正のようすに、事前から警察全体について活動の基準を示した

（大矢委員）なるほど、どつちに欠陥  
と存じます。

（あるいは大臣の御舌事作べて  
ては指揮監督をするというような態前  
をとつておつた方が、その責任が明確  
になつて、國としての責任も果しやす  
い、かような趣旨でこの資料をお出し  
いたのでありますて、決してこの  
事件に対して自警が全力をあげなかつ  
たとか、あるいは非常下手であつた  
ということを申しておるのではない  
ません。この点御了解をいただきたい

があつたからこういう問題が起きたとはいえないということを今言われました  
たが、しかしながらその処置よろしきを得れば、これまで大きくならなくて済んだということはお考えだと思います。  
ただ単に自警と国警と二つあるからこの問題が大きくなつたというが、この事件に対する責任と各対策についていろいろ／＼問題になつたのですから、従つてこの責任がいずれにあつても、これだけ大きくなつた責任といふものほどにあるが、二つあるためにこういうことが起きたかどうかということは私は問題だと思う。当時の新聞記事をちよつと見てみると、約六百名自警が出て、国警の方が八百名も動員している、新聞の見出しへ「恐る／＼の警官隊」と出ている。それで実際の国警が自警があるからと、いでの故意にそうしたかどうか知りませんが、どうもこれだけの巡回を動員しておきながら指揮よろしきを得なかつた、従つてこれについてこれほど拡大した、しかも責任の所在が明確でなかつたという事案として出しておるのですから、その時の責任者である国警の大坂本部の三宅警備部長とか、あるいは大阪管区

新聞記事によりますと、当然処置すべ  
きものを学校当局から要請がないから  
といって、手をこまねいて見ておつ  
た。それからトランク自がけて火炎び  
んを投げておるのにもかかわらず、警  
察官はそれに対して恐るべく行  
つたというあたりまである。こういう  
警官隊があるからして、こういうふう  
に勢い方々にちらばつて、あつちから  
もこつちからも縮締されたといふかつ  
こうである。そのときに国警は八百人  
も動員しておきながら、はたして当を  
得ておつたかどうかといふ當時の新聞  
記事の模様からして、直接衝に当つた  
責任者に来てもらつて、それから十分  
話を聞いた方が確実だと思う。しかし  
それが議事進行上、時間的に許さぬな  
らしようがないが、はたしてそれが完  
全であつたかどうか、齋藤さんはこの  
報告に基いてどう思われておるか、あ  
るいは正確な報告が来ておるかどうか  
ということを、私からお聞きしたい。  
○齋藤(男)政府委員 あのときの情勢で  
は私も国会で説明を申し上げたと思つ  
ておりますが、国警にも十分でない点  
がございます。また自治警察にも十分  
でない点がございます。しかし一一番  
の問題は、あの区域が国警の地域、そ

田といふやぐあいに非常にまたがつてお  
りまして、事柄の発生地でありました  
豊中に於ける措置がます十分でなかつ  
た、それから後の警官、国警の措置に  
おきましても、それへ批判すべき点  
が相当あつたのであります。しかしな  
がらさよな場合において、これがま  
ずかつたのはどこの責任かということ  
になりましたら、事件解決につきまし  
て連帶責任を負うて考へるといふこと  
に相なりますと、先ほども申しますよ  
うに、数個の警察にわかれておるとい  
うことによりまして、だだいまここで  
も御報告がありましたように、あるい  
は国警が悪かつた、あるいは自警が悪  
かつたというようなことから、これは  
単なる批判であるいたしましても、  
さような事柄は治安の維持上望ましく  
なかつたことは事実であると考へてお  
るのであります。

○床次委員 ただいま門司委員の質問に関連いたしまして、一言質問いたしておきたい。

警察の各区域がわかつておりましたために、その責任の所在の明確化をなくおそれがあるといふ懸念については、私は了解できるのであります。が、ただ今度の新しい警察法におきましては、区域を大きくしたことは、確かにあります。それに対する一つの方針ではあります。さらにその責任者でありますところの長の任命を国家公務員にしております。この点も責任の明確化の一つの理由だらうと思いますが、今までの事件そのものにつきまして、長を国家公務員にしなければ不都合だとこことは理由にはなつておらぬようになります。この点に関しましてもう一回責任の明確化という立場から御説明をいただきたいと思います。

○齊藤(昇)政府委員 長を国家公務員にいたしました点は、これは今の御見のように、責任を明らかにする、わゆる府県警察の責任者について身上の監督責任を持つということが、責任を明確にする一つの大きな点でありますので、さように立案をいたしましたが、さくに現在の新警察法案は、現在の国家地方警察と自治体警察を廢止いたしましてそうして一つ府県警察を設ける。現在の警察は前も申し上げましたように、一方は非常に強い国の性格を持つた国家地方警察、一方は非常に完全な自治体警察、いう一本建で行つておりますのを、それを一本にいたしまして、そりして

国家的の性格というものを一つの警察の中に具現いたそ。そのためには現在の国家地方警察の非常に強い国家的性格を、府県の、不完全ではあります、が、自治体警察に引下げようとする、から、少くとも警察長と若干の幹部は、この公務員にいたした次第であります。  
○庶次委員 ただいま御説明があつたのであります、が、國家地方警察と自治体警察と統合したため、國家警察的の立場も考慮して長を国家公務員とする、といふふうに御説明になるのであります。しかば何いたいのであります、が、自治体警察として存在しておつたものは、はたして責任明確化の意味において欠陥があつたかどうか。数が多いところの自治体警察、あるいは自治体警察と国家警察の入りまじつたものでありますては、事件解決について不十分であるということは、御説明によつて納得できるのであります、が、長を任命しなければ自治体警察自体だめだつたのだということははつきりしているかどうか。その点私は相当疑問があるのであります。過去の欠陥を是正して将来に対処するためには、それべく改むべき点が必要であろうと思ひます、が、必要のないところまで改める必要はない。この点に対してもう一回伺いたい。かりに私どもがかねん、主張しておりますましたごとく、相当区域を大きくいたしまして、責任ある職務執行をなし得るような立場にしておきますならば、政府の懸念せられるものは大体解決せられるのではないか。長が自治体警察でありますために、責任をとれないということを憂えられるというこ

とは非常に重大な問題であります。現在の警察制度に対して政府が大きな疑惑を持つておられることを表示するものだと思うのであります。私は必ずしもその点はおつしやるほどの問題ではないのじやないかと思うのであります。重ねてその点をお伺いしたいと思います。

○中井委員長 門司君にちよつとお詫びいたしますが、ただいま質疑の順序は門司君の順序になつておるのであります。現にあなたは御質疑の進行中であります。たまく床次君から関連質問の御要求がありましたから許可いたしましたが、あるいは承ることによる、その趣旨は関連質問よりさらに進んで、発展されるような方面に行くかもしません。そういう意味においてあなたの順序は、床次君にお譲りになつたとしてよろしくござりますか。もとよりあなたの質疑は床次君の御質疑が終ればただちに元へもどるわけであります。

○門司委員 別に私の質問から離れて

いないと思います。それは今この資料

が出ておりますするいわゆる明確か

不明確かという点については、床次さ

んの議論も同じだと思います。従つて

私は意見を求められれば、床次さんの

質問も私の質問から離れていない、従

つて私の疑惑もそれでとければつけこ

うだと思います。従つて床次さんに質

問を続けていただけば、それで私はけ

つこうだと思います。

○中井委員長 了承いたしました。

○齋藤(昇)政府委員 やはり身分上の

監督権というものを持つておません

と、その責任を十分に果すということ

が非常に欠けると思うのでございま

す。いわゆる警察の国家性という面が

考慮まして非常に遠くなつてしま

い、地方性という方に少し傾き過ぎは

しないかというのが政府の見解でござ

います。

○小坂国務大臣 蛇足になるかもしれ

ませんが、私も少しつけ加えさせてい

ただきます。ただいま警察の任務に國

的性を持つものと地方的な分野と

があるといふお話をございました。た

だいま國務長官の答えられた通りであ

りますが、ただ、その点からいたしま

して、たとえば問題があります場合

に、やはり國において行政権の責任を

持つ内閣が国会において御質疑にお答

えするという点に、やはり不便が出て

来るという点もありはしないかと考え

ております。

○床次委員 この点に關しましては、

さらにもう少し先の機会においてお願

いしたいと思つておりますが、今せつ

かく大臣のお話があつたのでお伺い

いたします。

國が責任を持つ範囲に限しまして

は、これはいわゆる國家的犯罪の範囲

に限られると思ひます。國家的重要性

を認めましたものに対しまして、特に

國家といたしまして責任を持つてこれ

に當るべきものである。一般的なもの

に対する必要がいるのだ。従つて地

方の長にいたしましても、その責任を

明確にし得る必要な限度におきまし

て、これは國家犯罪に限る。その他の

対しては必要がないのだ。従つて地

方の長にいたしましても、その責任を

明確にし得る必要な限度におきまし

て、これは国家犯罪に限る。その他の

対しては必要がないのだ。従つて地

建前から見ますと、國家公安委員会はあまねく都道府県警察の事務に対し責任を持ち得るよう考へておると思ひます。この考え方に対しましては、政府はその考え方でやることが最もよろしいのだというお考へのようになりますが、この点は従来の警察法とは非常に大きな差を持つております。結局ある程度まで自治体警察的な民主的な警察の運営といふものとは質的の差を來しておることを私ども見受けるのであります。かかること大きな変革をこの際やる必要があるかどうかということについて根本的に疑念を持つておるので、こういうお尋ねをした次第であります。従つてこの機会にお尋ねいたしたいのであります。政府は五条と二条との間にどの程度の差を考へて、今後國家公安委員会を運営なさるものか。この点を明らかにしていただきたいと思うのであります。具体的に申しますと、第五条の第二項におきまして、「國家公安委員会は、前項の任務を遂行するため、左に掲げる事務について、警察庁を督理する。」云々とあります。この「一から十二まで掲げられましたことは、ほとんど二条に掲げられましたものを全部含むのじやないか」という疑いを持つておりますが、その通りでありますか。お伺いいたします。

○齋藤(昇)政府委員 第五条に掲げております各項目は、第二条の警察の責務の遂行をいたしますについての、ここに掲げた限りにおきましての一般的基準と申しますが、そういうものをござります。お伺いいたしましたは、個々の警察の運営処理を全責任

を持つてやるわけではあります。教養の仕方であるとか、あるいは警察通信とか、あるいは警察のその他の活動の一般的基準であるとか、犯罪鑑識の施設の維持管理または犯罪鑑識関係の事項、そういうことに掲げてあります。ような事柄は、一般的の基準として國家公安委員会の管理下に警察庁が監督をするわけであります。しかし個々の事件の処理、個々の活動、個々の警察運営といふものは、全面的に府県の公安委員会が全責任を持つてやる、かようないか。また必要のある責任に対しましては、指揮監督権をもつて裏づけておりますので、その指揮監督権、またそれに対する協力義務といふものが行われますならば、国家としては円滑に責任をとり得るのではないかと思ひます。従いまして、その範囲と申しますが、これは五条の方がずっと狭い、かようないかと考へておるのでございます。○床次委員 大体私の質問するところにお答えになつたのであります。もしもそういうふうなお考へでありますならば、現在までとつて参りましたところの形式、すなわち自治体警察に対しまして、必要な事務を申しますが、この点が、先ほど申しましたように、政府の方は欠陥があります。従いまして、その範囲と申しますが、これは五条の方がずっと狭い、かようないかと考へておるのでございます。

○齋藤(昇)政府委員 その点は、さきに申し上げましたように、現在はまだその事務に対しましては中央において指揮監督をするという指揮権、監督権といふものがあります。それで、この二本に掲げる事務について、警察庁を督理する。」云々とあります。この「一から十二まで掲げられましたことは、ほとんどの二条に掲げられましたものを全部含むのじやないか」という疑いを持つておられます。お伺いいたしましたは、個々の警察の運営をいたしますについての、ここに掲げた限りにおきましての一般的基準と申しますが、そういうものをござります。お伺いいたしましたは、個々の警察の運営処理を全責任

を持つてやるわけではあります。教養の仕方であるとか、あるいは警察通信とか、あるいは警察のその他の活動の一般的基準であるとか、犯罪鑑識の施設の維持管理または犯罪鑑識関係の事項、そういうことに掲げてあります。ような事柄は、一般的の基準として國家公安委員会の管理下に警察庁が監督をするわけであります。しかし個々の事件の処理、個々の活動、個々の警察運営といふものは、全面的に府県の公安委員会が全責任を持つてやる、かようないかと考へておるのでございます。○床次委員 大体私の質問するところにお答えになつたのであります。もしもそういうふうなお考へでありますならば、現在までとつて参りましたところの形式、すなわち自治体警察に対しまして、必要な事務を申しますが、この点が、先ほど申しましたように、政府の方は欠陥があります。従いまして、その範囲と申しますが、これは五条の方がずっと狭い、かようないかと考へておるのでございます。

○齋藤(昇)政府委員 その点は、さきに申し上げましたように、現在はまだその事務に対しましては中央において指揮監督をするという指揮権、監督権といふものがあります。それで、この二本に掲げる事務について、警察庁を督理する。」云々とあります。この「一から十二まで掲げられましたことは、ほとんどの二条に掲げられましたものを全部含むのじやないか」という疑いを持つておられます。お伺いいたしましたは、個々の警察の運営をいたしますについての、ここに掲げた限りにおきましての一般的基準と申しますが、そういうものをござります。お伺いいたしましたは、個々の警察の運営処理を全責任

を持つてやるわけではあります。教養の仕方であるとか、あるいは警察通信とか、あるいは警察のその他の活動の一般的基準であるとか、犯罪鑑識の施設の維持管理または犯罪鑑識関係の事項、そういうことに掲げてあります。ような事柄は、一般的の基準として國家公安委員会の管理下に警察庁が監督をするわけであります。しかし個々の事件の処理、個々の活動、個々の警察運営といふものは、全面的に府県の公安委員会が全責任を持つてやる、かようないかと考へておるのでございます。○床次委員 大体私の質問するところにお答えになつたのであります。もしもそういうふうなお考へでありますならば、現在までとつて参りましたところの形式、すなわち自治体警察に対しまして、必要な事務を申しますが、この点が、先ほど申しましたように、政府の方は欠陥があります。従いまして、その範囲と申しますが、これは五条の方がずっと狭い、かようないかと考へておるのでございます。

○齋藤(昇)政府委員 その点は、さきに申し上げましたように、現在はまだその事務に対しましては中央において指揮監督をするという指揮権、監督権といふものがあります。それで、この二本に掲げる事務について、警察庁を督理する。」云々とあります。この「一から十二まで掲げられましたことは、ほとんどの二条に掲げられましたものを全部含むのじやないか」という疑いを持つておられます。お伺いいたしましたは、個々の警察の運営をいたしますについての、ここに掲げた限りにおきましての一般的基準と申しますが、そういうものをござります。お伺いいたしましたは、個々の警察の運営処理を全責任

を持つてやるわけではあります。教養の仕方であるとか、あるいは警察通信とか、あるいは警察のその他の活動の一般的基準であるとか、犯罪鑑識の施設の維持管理または犯罪鑑識関係の事項、そういうことに掲げてあります。ような事柄は、一般的の基準として國家公安委員会の管理下に警察庁が監督をするわけであります。しかし個々の事件の処理、個々の活動、個々の警察運営といふものは、全面的に府県の公安委員会が全責任を持つてやる、かようないかと考へておるのでございます。

○齋藤(昇)政府委員 その点は、さきに申し上げましたように、現在はまだその事務に対しましては中央において指揮監督をするという指揮権、監督権といふものがあります。それで、この二本に掲げる事務について、警察庁を督理する。」云々とあります。この「一から十二まで掲げられましたことは、ほとんどの二条に掲げられましたものを全部含むのじやないか」という疑いを持つておられます。お伺いいたしましたは、個々の警察の運営をいたしますについての、ここに掲げた限りにおきましての一般的基準と申しますが、そういうものをござります。お伺いいたしましたは、個々の警察の運営処理を全責任

○齋藤(昇)政府委員 床次委員のお考  
えは、一つの自治体警察の中に国家的  
公務を処理する職員を置いてもいいの  
じやないか、またそれによつて政府の  
意図しているところが達成せられるの  
じやないか、こういふ御意見だと思ひ  
ます。これも一応ごもっともな御意  
見だと存じますが、政府の考え方といつ  
しましては、一つの警察の中に上から  
下まで通つた国家公務員、そして地方  
事務員という二本建になりますこと  
は——これは國家的事件の処理と申し  
ましても、国家公務員である警察職員  
だけが処理するのではございません  
し、また給与、待遇その他のいろいろな  
面で国家公務員と地方公務員とが以前  
とは最近非常に違つて来ておりますの  
で、巡査の中にも、巡査部長の中にも、  
あるいは警察の中にも、国家公務員  
の警察官と地方公務員の警察官にわか  
れておるということは、これは警察の  
一つの人事管理といたしましては、非  
常に困難を來すのではないだらうか、  
かように考えておるのでございます。  
従つてこれを総括的に責任を持つ幹部  
だけに限るならば人事管理上は不都合  
を來さないであらう、かように政府は  
考えまして都道府県の警察本部長と若  
干の幹部といふものを限つて国家公務  
員にいたしたいというのが政府の考え  
でございます。

漫透するのではないかということを非常に懸念するのではないかということを非常に懸念するのであります。たとへい都道府県公安委員会というものがありませんしてこれを是正することが可能でありますようとも、幹部が全部国家公務員となつて国家性を持つといふことによつて、必要以上に国家的権力が及ぶのではないかといふところに、私ども強く危惧を持つておつたわけであります。この点に関して政府は十分であるといふうにお考へになつておるようありますが、この点私どもの疑問とする点であることを申し上げておきたいのであります。

なおあわせて伺いたいのであります  
が、長以外に警視正が国家公務員であります  
が、これは幹部のうちのどの程度の割合を占めるものかということについてこの機会にお尋ねしたいのであります。

○齋藤(昇)政府委員 この国家公務員たる警視正は全体で二百名でござります。警察職員約十三万のうちで、今度の改正によつて人員整理全部完了いたしますと、都道府県の警察官十一万、その中の二百人であります。

○北山委員 門司さん質問の治安責任の所在という問題、これに關連いたしまして、お伺いしたいのですが、先ほど来のお話を聞いておりますと、政  
府が治安の維持の責任を負わなければ気が落まないというようなお考えをおられるようであります。でありますから、從来各地方團体にばら／＼になつておつた治安の維持の権限といいますか、そういうものを國の方にまとめて、そして内閣が行政権を行つといふことで、趣旨に基いて政府がこれを統轄をしな

ければ、政府が一般的な治安維持の責任が負えない、こういうふうな見解のもとにこの新しい警察法ができるとしておるのじやないか、先ほど来のお話を伺つておりますと、さように考えられるのであります、はたしてそのようでござりますが、大臣及び国警長官にお尋ねをいたします。

○小坂國務大臣 政府が行政権の行使について責任を持つということは、憲法上明記するところであります、治安につきましても当然そうであろうと思ひます。ただ私どもの考え方としては、政府が何もこの警察法によつて治安を統轄するという考え方ではないでございまして、政府の意図するところを常に十分に疏通させる、こうした考え方方に基いておるのであります。

○北山委員 そういういたしますと、やはり現行警察法の中に盛られております地方自治体も治安維持の責任の一半を負うておるんだといふ意味の今の警察法の精神、そういうものにはかわりはないでござりますか。どうも先ほど來の国警長官のお話を聞いておると、警察といふことは國家統治権の発現である、だから元来國に属するものであつて、地方自治体に属するものではない。かりに地方公共団体がやる場合でも、それは國から委任を受けて國の一部署の仕事、権限を与えられてやるんだ、本来自治体固有の仕事としてあるのではないといふふうに感ずるのでございますが、そういたしますと、現行警察法の精神を根本的にかえてしまつておる。しかもこの委員会では、今度のいわゆる府県警察といふものは、府県の自治体警察であるといふ

○齋藤(昇)政府委員 この点は先般古井委員の御質問及び御意見に対しまして十分お答えいたしたのでござりますが、警察法にいうこの警察を維持し管理するというこの事柄は、これは地方公共団体の公共事務ではなくて行政事務と解すべきである。これは国の統治権の基盤に立つものであります。しかし地方の公共事務とも非常に密接な関係を持つのであります。また国の統治権の作用でもありますが、地方公共事務と密接な関係を持ちますので、これを地方の行政事務として自治団体に行わしめることが適當である、かように判断をいたしまして地方の行政事務といふことをいたしました。今度の警察法の改正によりまして、そりいつた警察の地方の公共事務であるか行政事務であるかとあるいは現在の自治法に基いておるのあります。今度の警察法の改正によりまして、次御意見がありました自治法の第二条の第三項第一号にございます地方公共事務の秩序の維持と申しますものは、これには警察法にいうがごときこの警察組織を維持管理しなくてもそういう仕事はありませんようが、警察法にいうこの警察の責務を果すべき警察を維持管轄をするというのは、他の法律の定めがあつて初めて地方の行政事務となる、かよう分解をいたしておるのでござります。今まででは警察法によりまして警察を維持するようにきめられました市町村におきましては、その警察を維持することはその市町村の自治団体の

事務でありますと同様に、今度の新警察法によりまして、府県がその責任を負うという形になりますならば、やはりこれは府県の自治團体の事務ということにこの警察法をもつてなると考えるのであります。

○北山委員 そういたしますと、たゞいまの府県がその行政事務として行うべき府県警察の運営、その中には治安維持といふようなものも入ると思いますが、そういうものについて、やはり府県のこれを運営する公安委員会なりそういうところで与えられた範囲で責任があるようなそういう部分については、政府そのものは直接には責任を負うのではない、こう考えておますが、それともまたそういう府県の警察が行なう治安維持のこの警察運営全般について、やはり政府はどうしても責任を感じなければならぬ、国会で責任を問わなければやはりその責任の所在があるとうに制度をつくつて行かなければならぬ、かようにお考えになつておりますか。

○齋藤(昇)政府委員 この新警察法におきましては、この第五条において明記いたしております点及び他の条文において人事権を持つております点につきましては、国家公安委員会、それから任免につきましては総理大臣が各条項に応じまして責任を持つことが肝要である、かよろに考えるのであります。が責任を持つて管理をいたす、かよろに考へる、かよろに考えるのであります。な建前にいたしておるのでござい

ならぬ、こう言われるわけであります  
が、そういう趣旨が一つの理由となつ  
て新しい警察法ができたようにお伺い  
をしておるのでございますが、一実例  
行の警察法とこの新しい改正の警察法  
とでは、政府の責任に伴う権限といふ  
ものは当然考えなければならぬわけで  
ありますから、権限の上で内閣などの  
程度の権限に変化があるか、この組織  
の上でどの点でどの程度に違いがある  
かということを具体的にお話を願いたい  
のです。その責任を負うという以上  
は、それに伴う権限が変化しなけれ  
ば、責任を明確にするといつてもそれ  
は言葉の上だけである、責任を負うと  
いう以上はその権限に変化がなければ  
ならぬ、一体どの程度に変化があるの  
か、政府の責任、内閣の行政権と言わ  
れるその内閣の権限にどの程度の具体  
的な変化があるか、これをひとつ大臣  
からお伺いしたい。

はつきりしておらぬ格闘が内閣に与えられるということはあり得ない。むしろそういうことがあるかもしけぬから非常に危険なわけです。一体内閣が國家公安委員会に対してその意思を反映させるというその根柢がどこにあるのか、それをはつきりしていただきたい。

○小坂国務大臣 第五条にありますよう、国家公安委員会が国の公安に関する警察運営をつかさどりますし、警察教養、警察通信、犯罪鑑識その他の事項を統轄いたしますし、また警察行政に関する調整を行うのであります。また警視庁を管理いたしまするが、個々の事務につきましては警視庁長官においていたすわけであります。そこで内閣から閣僚が国家公安委員長となるということは、ここにおいて常

ざいまして、相互の意思の疎通をはかることによつてその意思の疎通がはかられるということによつて、内閣の治安上の責任が従来よりも強化される、責任の所在がはつきりするということなどは、まるつきり笑止千方の御説明です。もしもこれは單に連絡を密にする、意思の疎通をはかるというものがならば國務大臣を兼ねる必要はない。國家公安委員長と内閣の間で十分に連絡なり、意思の疎通をはかる別の方法があるべきはずである。國務大臣は兼ねる必要がない。そこまで兼ねる必要がない。しかもその意思の疎通をはかるということによつて内閣の治安維持に関する責任がはつきりするといふよう

うこと、そのことが十分意義があるのであつて、私の言うことは質的な差異があるというのではないのです。いわゆる量的に國の意思というもの、内閣の意思といらものと國家公安委員会の良識ある考え方といらものが十分に不斷に交換される、そのことに十分に意義がある、こういうのであります。

○北山委員 先ほど来なぜ國家公安委員長に国務大臣を充てるかということの理由として、内閣が治安維持の責任者をはつきりしなければならない。だから内閣が責任を負うという以上は、何らかそこに権限があえるならば規定の変化がなければならぬだらう。そしたらそれは国務大臣を充てることになつたからよいのだ。そうすると結局内

の方が大きいじゃないかと思うのです。ことに最近問題になつた法務大臣が検察官法の十四条を発動して、例の検察官に対する指揮権の発動をやつた。これは政府の意向によつて検察官の活動を制約したものでありますか、その趣旨とするところは、重要な法案を成立させなければならぬ。重要な法案といふのは、政府にとってはあるいは重要な法案かもしれない。しかしこれに反対する者もあるわけで、政府の一つの政策なんですね。それを通すために、検察官の活動を政治的な考慮から押えたというような政府のやり方が非常に問題になつてゐるわけなのです。警察についても同じことが出来るのではないか、今、國務大臣が國家公安委員長

体その関係があるか。國家公安委員長というのはただ同時に國務大臣の一人が当るだけであって、この警察法の明文の上では、内閣に警察に関する指揮なり指示なり何らかの権限を付与するということが何ら書いてない。しかもその國務大臣は一体内閣の中でどういなり地位にあるのか。普通の閣員の一人として、これは内閣の構成員して内閣の行う行政についての連帶責任はもちらんある。しかし主任大臣ではもちろんないわけです。やはり警察の主任大臣といふものは内閣総理大臣である。これは從来と変わりはない。そうすると、その國務大臣といふものは國家公安委員長を兼ねておるというだけであつて、たゞいま大臣のお話のように、内閣の意思が國家公安委員会に反映するということになればこれは重大問題ですが、これは明文の上でははつきりしておらぬわけです。この組織の上で

時国家公安委員会の良識ある国民各層より選ばれました委員との間に、相互に意見が開陳されるのを聞きまして、その意向をも十分承知いたし、また内閣の考えておりますこととその間に話し合ひ機会を持ちますことによつて、十分意思の疎通を明瞭ならしめる、こういうことありますて、何も指揮命令をすることはないものであります。その意思が十分疎通されるとことによりまして、さらに運営の責任上の内閣の地位といふものが国会に対しても明らかになる。何も知らないことに責任を負うというのではないに、當時出でておりますことについて国会等に対し報告をするのでありますから、その点に私は現在とは非常に違ひの出で来る点もあるうかと思うのであります。なお一般の閣議において發言をするといふこともあります。

ことは、非常に素朴な考え方でありまして、法律的な厳密な考え方から言はばまことにおかしな話だと思うのですが、もう一ぺんはつきりとしていたいたきたい。

小坂国務大臣 国の負うべき治安の責任ということにつきましては、警察法の定めるところによつて国家公安委員会が負うことは御承知の通りであります。このことは国務大臣をもつて委員長に充てるということになります。この範囲が拡大されるというわけではないのです。私の言う言葉のニュアンスといいますが、それを御了承願いたいのですが、国務大臣が委員長になりますて、国家公安委員会を代表する委員長たる資格において国家公安委員会の意思に従つて職務の執行に当ります。それでは委員長に大臣を置かなくともいいじゃないかという議論には私はならぬと思う。當時その間

閣の何らかの意向が國家公安委員会を制約するということになつて来るのである。しかし明文の上ではつきりしておらぬ。御説明によると、単に意思の疏通をはかる、連絡をはかるのだ。そんなことで一体政府の治安維持の責任が明確になるといふようなことは、どうも私どもは納得が行かないわけです。そういう方法によらぬでも、連絡を密にする方法は別にあるべきはずなのです。逆にいえば、政府が警察権力を動かすというような危険性があるから、むしろそれを兼任させない方がいいのであって、それを兼任させるのは十分な積極的な理由がなければなりません。だからでもつともだと思われるような理由がなければならぬ。ところがただいまの御説明ではどうもはつきりしたことはない。ただ意思の疏通をはかるのだ、連絡を密にするのだといふような程度では、私どもは国務大



犯罪の面だけ考えて人事をするというのではなくて、広く一般に良識ある人を目の前で見て、この人ならば府県に参りましても適当な、民主的な行政をやるにふさわしい人である。さようなことで単に犯罪問題の処理ということ

○齊藤(昇)政府委員 ただいまの点  
まするが、その任命されたる国家公務員たる自治体警察に属する警察官は、その任務は警察全般にわたるもの、こう承つてよろしゆうござりますか、この二点を伺います。

だけでなくて、警察官の一般的な教養等も考えてしかるべき人選をやることが必要ではなかろうか、こういう趣旨で申したのでございまして、今お述べになりましたような点は、誤解でござりますから、さよう訂正申し上げておきます。

は、警察庁長官が都道府県警察の運営について指揮監督をいたしますのは、第五条第二項第三号、第四号に限るわけでござります。それから都道府県警察本部長が任命をいたします都道府県の地方公務員たる警察官の任務は、警察全般、すべてでございます。

○阿部委員 がお地方自治についてのお考えでございますが、これにつきましては、私どもも地方自治を重要と考えておる点につきましては、決して人後に落ちるものではないのでございまして、ただこれらと実際に現われるところが非常に大きな差がでてきて来るということを予想しなければならぬと思つのであります。見在庄子の通りに、自台本磨

この警察法の目的といたしますところは、あまり国家的性格を持つ警察といふことを考へればこれはかどが立つし、あまり地方自治を主眼とする警察のみを考へればこれは情に流されるということで、両方の長所をとつて、ひとつ両方白紙にもどして府県の自治警察にする、こういう趣旨なんございまして、何もこれをもつて警察を国家的性格のものに強くするという考え方に出でるものではないのでございますから、その点は御了解を願いたいと思ひます。

（五）監督の方法  
警察を指揮監督する権限は國家地方警察にはございません。ございませんけれども、実際上は若干行われておることは、先ほど齊藤長官が、自治体警察には本来国家性はないのであるけれども、かたわらに国家地方警察というものが存在するから、その感化、影響を受けて自治体警察も国家性を持つておる、かよう宣言されたことがその事実を現わしております。実際上は國家警察は自治体警察をある程度において指揮監督しておると言つたならば誤解がありましましようけれども、実際

○阿部委員 大体お話をわかりました  
が、それでは警察廳長官が都道府県警  
察を指揮監督する場合は、この第五条  
の第二項第三号、第四号に限られると  
承つてよろしくいりますか、それ  
が一つ。それともう一つは、警察廳長  
官が国家公務員であるところの警察官  
を都道府県警察内に任命するのであり  
ます。それで、私は、この問題を、上  
の事実があり、また私が直接見ており  
ますうちに、管区本部などから自治  
体警察並びに管内の国家地方警察を指  
揮しておることとき事実も見受けている  
のであります。それがすなわち大きな  
組織、機構を持つものと小さいものと  
の並び存在する場合には、当然に起つ

て来る現象で歩ろうと思ひます。それが、一面において、今度は命令系統が一本になるのであります。上から命

○阿部委員 お答は承りましたが、な

出たりあるいは一般社会から途中でそこに入つたりというようなものではないであります。そこで外部からの、世間の批判というものは、警察に対してもはだしく影響力が弱いものであ

りまして、地方における公安委員会も含めて、一般社会の批判といふものには、警察に対するのはなはだ力弱いものである。警察を動かすものは、あくまで上から下への命令系統であるといふことは、従来の経験から見てどうし

でもう思われるを得ないのであります。そういたしましたならば、おつしやるようなことはあまりにも楽觀に過ぎるのであって、この制度が実行されましたときに現われる結果は、齋藤さんがお考えになるよりもよほど心配

べきものを含んでおると私は思うのであります。ただいまお答えのようになります。さように準備して、あなたには心中少しも不安はないでございましょうか。その点をもう一度お答え願います。

○齋藤(昇)政府委員 私は警察に対する外部の批判は、まことに大事だと考へております。従つて外部の批判を制度上もできるだけ多くすることが望ましいと考へておるのでございます。現

在の国家地方警察におきましては、都道府県議会の批判といふものはきわめて微弱でありますて、都道府県の警察費も国の費用であります。都道府県の費用といふにはなつておりますから、全部國家公務員でありますから、御指摘のように組織上は、國家公安委員会を通じてだけの批判であります。しかしながら実際面としてあらゆる批判はあるが、これを今度は都道府県の

地方公務員にし、都道府県議会の批判の前にさらす、その方がよろしい、かのようにわれく、政府といたしましては考えておるのでござります。自治体警察の市町村議会の批判が、制度上は今度は都道府県議会の批判に相なります。が、国家地方警察の面におきましては、そういった批判はさらに從前よりふえるものというように考えておるのをございます。さような意味からいたしまして、外部からの批判にはできるだけさらさせるような組織にし、また当該地方において批判がないにいたしましても、国いたしまして、ただいま述べになりました警官の人事尊重の觀念が、実際に職務の上にどの程度具現いたされて行くか、これは教養の面を通じまして、しかも国家的なレベルにおいて、人事管理の適正をはかるということが、警察制度いたしましては最も肝要なことではなかろうか、かように考えるのでございます。

けないといつて  
律を通しならない  
て、これは改正で  
のと違う。だから  
欠陥があつたから  
らぬ。現在所管す  
それから政府委員  
やんどこに出席す  
なおかつ連絡が取  
したことか。從て  
した例があるのか。  
例があつた。齊藤  
かつた。どうも記  
かつた。こういふと  
うしても國家公安  
かなければならぬ  
実例があるのか。  
それからこれは  
ですが、いかな  
要是その人間と連  
つくつたから政  
いうことはない。  
國家公安委員会  
べれば、あるいは  
のは絶えず伝え  
もししががない。  
国家公安委員の  
たして政府の意  
たかどうか、ど  
あつたかどうか、  
ておるけれども  
だめだといふこ  
ためにこういふ  
らぬ、こういう  
この点はあくま  
薦し、国会で承  
に全責任がある

いうことになるわけあります。単に意思の疏通と申しましても、担当大臣として国家公安委員会の委員長あるいは長官から連絡を受けて、そちらであります。しかし連絡に絶えず当られるということは、これは自然に正しい意味においての政府としての考え方といふものが、正しく国家公安委員会反映するゆえんでありますし、また國家公安委員会の意見、ただ結論を聞いて連絡を受けるというのではなくて、それは各地においても、あるいは国家に對する公安委員会を絶えず委員長として総括をしておられるということで、これましても、十分自信をもつて説明をせられ、答弁に当られるのであります。しかるべきかかる事態についても政府のみの責任が負えるるという制度にいたしますことは弊害を伴いますので、そこまではどつておりますが、今度の公安委員会の委員長になつておられるということが、これが非常に効果が多いであろう。しかしこれよりは国家公安委員会を完全に独立をして、政府と切り離しておくという考え方よりも、非常に効果が多いであろう。かようによると、この二時からあるわけになつて予定されておるはずであります。でありますから、本案についてはひとつこの程度

で審議をとどめ、そして明日は早くから夜おそくまでやつてもけつこうでござりますから、何とぞこの法案をこの程度で打切つて、地方財政再建整備法案の審査小委員会を開会されることを希望いたします。動議を提出いたしました。

○中井委員長 佐藤さんの御発議に対しても、せつかく警察法の逐条審議が、初めてというほど円満に軌道に乗つたのでありますから、本日はできるならば夜にかけてでもひとつお済ましを願うが、やはり打切つておやりになります。

○門司委員 議事の進行ですが、ひとつ今の委員長の言葉に、言いがかりをつけるわけではありませんが、逐条審議をしておるわけではありません。私はまだ先ほど出された資料について言つておる。それが非常に枝が出て、ちつて入り込まれるということが、この点はもつと枝が出過ぎたと思うくらい出る。この点が不明確なままに私は逐條に入ると、これは困難だと思いまして、政府と切り離しておくという考え方があります。しかし地方財政再建整備法案の審査の小委員会が午後二時からあるわけになつて予定されています。私はまだこの警察法自体の二時からあるわけになつて予定されておるはずであります。でありますから、本案についてはひとつこの程度

で審議をとどめ、そして明日は早くから夜おそくまでやつてもけつこうでござりますから、何とぞこの法案をこの程度で打切つて、地方財政再建整備法案の審査小委員会を開会されることを希望いたします。動議を提出いたしました。

○中井委員長 佐藤さんの御発言の中にござりますが、その趣旨の御意見が先ほど加藤君からもあなたからもたび々言われましたけれども、やはり打切つておやりになります。

○門司委員 議事の進行ですが、ひとつ今の委員長の言葉に、言いがかりをつけるわけではありませんが、逐条審議をしておるわけではありません。私はまだ先ほど出された資料について言つておる。それが非常に枝が出て、ちつて入り込まれるということが、この点はもつと枝が出過ぎたと思うくらい出る。この点が不明確なままに私は逐條に入ると、これは困難だと思いまして、政府と切り離しておくという考え方があります。しかし地方財政再建整備法案の審査の小委員会が午後二時からあるわけになつて予定されておるはずであります。でありますから、本案についてはひとつこの程度

で審議をとどめ、そして明日は早くから夜おそくまでやつてもけつこうでござりますから、何とぞこの法案をこの程度で打切つて、地方財政再建整備法案の審査小委員会を開会されることを希望いたします。動議を提出いたしました。

○中井委員長 佐藤さんの御発議に対しても、せつかく警察法の逐条審議が、初めてというほど円満に軌道に乗つたのでありますから、本日はできるならば夜にかけてでもひとつお済ましを願うが、やはり打切つておやりになります。

○門司委員 議事の進行ですが、ひとつ今の委員長の言葉に、言いがかりをつけるわけではありませんが、逐条審議をしておるわけではありません。私はまだ先ほど出された資料について言つておる。それが非常に枝が出て、ちつて入り込まれるということが、この点はもつと枝が出過ぎたと思うくらい出る。この点が不明確なままに私は逐條に入ると、これは困難だと思いまして、政府と切り離しておくという考え方があります。しかし地方財政再建整備法案の審査の小委員会が午後二時からあるわけになつて予定されておるはずであります。でありますから、本案についてはひとつこの程度